

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信
No.56 (2004.1.20)
事務局 TEL/FAX 0584-78-4119
大垣市田町1-20-1 近藤方

徳山ダム裁判不当判決を許さない!

— 1月7日、名古屋高裁に控訴しました —

昨年末の徳山ダム裁判・岐阜地裁判決は、全面的な行政追従の情けないものであった。判決書を見ると、「原告の主張」として裁判所が要約しているもののピントが外れている上に、「裁判所の判断」部分は被告側準備書面の丸写し。要するに裁判所が分からないから「行政に○」をつけておく、という全くもってお粗末な内容である。

特に行政訴訟（事業認定取消+収用裁決取消）訴訟について主要な点を記すと、

①土地収用法20条3号要件（事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与する）の判断基準について、被告側の「比較考量」論を採用した上で、②最大の争点である新規利水の有無・水需要予測については「水資源開発施設計画を進めるに当たっては、長期的、先行的な観点から整備を行う必要がある…、余裕を見込む必要もある」という被告側の高度成長期的思考をそのまま丸飲みした上で、「建設大臣の判断に裁量の逸脱又は裁量権の濫用はない」とし ③ 洪水対策、渇水対策、都市用水確保・発電等の「得られる公共の利益は多大なもの」で、失われる利益は小さい（「自然環境への影響は…小さい」「旧徳山村の住民に対しては生活再建のための措置が講じられている」）から ④ 建設大臣の判断に裁量の逸脱又は裁量権の濫用はない」とした。

しかし、そのとんでもない判決さえ「当裁判所は、公団の本件水需要予測について建設大臣が平成10年12月にこれを是認した判断が、当時においては建設大臣の裁量の範囲を逸脱するものではないと判断するにすぎないものであり、現時点においては…早急に水需要予測を見直し、最終的な費用負担者である国民、県民の立場に立って、水余りや費用負担拡大等の問題点の解決に真摯に対処することが望まれる」とわざわざ付言せざるを得なかったのである。この「付言」を無視した過大な水需要予測によるフルプラン改訂は出来なくなったと言えよう。

04年中の「徳山ダム建設工事凍結」の可能性が開けて来たといえる。

声 明 2003年12月26日 徳山ダム裁判原告団

本日、岐阜地方裁判所において徳山ダム裁判3訴訟（行政訴訟＝土地収用法の事業認定取消訴訟・収用裁決取消訴訟、住民訴訟＝公金支出差止等）の判決が言い渡された。私たち原告の請求をすべて棄却及び却下するという極めて不当な判決であった。

内容的にも、原告側の主張の要点を外し、ほとんど被告の主張を無批判に肯定・引用しており、司法の行政追従姿勢が露わになったものである。

（中略）

現在、水機構は徳山ダム建設事業費2540億円をほぼ使い切り、960億円の事業費増加が必要であると言っている。事業費増加については唯一岐阜県を除く関係県市、発電事業に関わる電源開発（株）及び中部電力（株）は強い難色を示している。

その一方、フルプランは現在改訂作業中であるが、工業用水は勿論、まだ需要が増加するとされてきた水道水さえも需要増は見込まれず、既開発の大量の「未利用」水すら使う当てがないことが明らかになってきている。もはや、水資源開発促進法に基づく水資源開発施設である徳山ダム事業はその根拠を失っている。このことは、裁判所さえも付言としてこれを認めざるを得ないのである。フルプラン改訂において、徳山ダム事業は廃止され

るべきである。

揖斐川流域の洪水対策等については、改正河川法に基いて、即ち流域住民による十分な議論に基づく意思形成のもとで、河川整備基本計画等の策定を進めていくべきである。

(1968年工事実施基本計画にいつまでも拘泥するべきでない。まして、徳山ダムの洪水調節効果をより大きく見せかける中部地整の「案」をもって、揖斐川治水計画の実質的変更を目論むなど論外である。)

私たち徳山ダム裁判原告団は、行政追従の本件判決を許さず、直ちに控訴すると共に、徳山ダム建設の中止、徳山の森の再生を求めて、あらゆるフィールドで闘いを展開する所存である。全国の心ある市民に、さらなるご支援をお願いしたい。

国交省(中部地整)・水機構の違法な予算獲得策動を阻止 徳山ダム事業費増額前提の違法予算—当初予算—盛り込みならず 「残り93億円」予算はダム建設工事凍結のために使え

03年12月20日に発表された来年度予算財務省原案で、徳山ダム事業費は、現行事業費の枠内いっぱい93億円のみとなった。現行事業費を定めている事業実施計画が変更されていない以上、財務省主計局は、事業費増額を前提とした「180億円」を認めるわけにはいかなかったのだ(これは当然)。しかし、国交省はこれは「事業実施計画変更があれば年度中の追加予算も考える」という財務省の内諾付きであると公言している。

国交省(及び水機構)としては徳山ダム建設工事続行のために、フルプラン全部変更—事業実施計画変更を急がざるを得ない。03年11月30日の事業評価監視委に提出した「中部地整資料3:治水計画の考え方」の「イメージ」(横山ダムの灌漑容量の徳山ダムへの振り替え→徳山ダム+横山ダムの洪水調節容量の増大&利水容量の縮減→関係各市の負担軽減)を振りまくことで、関係自治体を「説得」しようとするだろう。

しかし、国交省・水機構(及び梶原岐阜県知事)の期待(04年度の早い段階でのフルプラン全部変更—事業実施計画変更)通りには行かない。私たちは「右肩上がり前提の水資源開発—徳山ダムによる新規利水」の不合理的を徹底的に追及し明らかにして来た。どの自治体も財政逼迫の中、市民に合理的な説明の出来ない負担の同意することは容易ではない。

また、中部地整自ら揖斐川の治水計画見直しに言及することで、まだ準備さえ出来ない河川整備計画策定を飛ばして徳山ダム完成を急ぐことは、改正河川法16条の2の僭脱に他ならないことを露呈した。

私たちは、12月20日に声明を発し、以下のことを要求している。

1. 国交省及び水機構は「残り93億円」予算を、徳山ダム堤体盛り立て工事継続のためでなく、ダム建設工事凍結のために使うこと
2. 国交省(水資源部)は、過去のフルプランの失敗を真摯に反省し、徳山ダム建設続行の帳尻合わせに陥ることのない、後の世代の検証に耐えうるまともなフルプラン策定を行うこと。そのためにも、木曽川部会委員と市民・研究者とが公開の場(東京ではなく木曽川流域、例えば名古屋)で十分な議論を行える場を設定すること。
3. 国交省(河川局)は、淀川水系流域委員会よりもさらに開かれた「木曽川水系流域委員会」を準備し、「まず徳山ダム建設ありき」ではない、河川審答申の理念に沿った、新しい揖斐川治水計画策定に努力すること。
4. 岐阜県は、大谷川右岸洗堰問題解決を「徳山ダム完成後」に先送りすることなく、相川・大谷川・泥川合流部に真に「必要な投資」を早期に行うこと。

「徳山ダムをやめさせる会」次々と対行政交渉

☆ 12月19日、愛知県交渉

・水道用水については、作業はほぼ終わりに近づいた)工業用水については12月に入ってから作業を始めたが、1月末までには作業を終えられると思う。

・水道用水については節水型機器の普及などの要素も取り込んで精緻な作業を行った。水需要の伸びはないという結論になりそうだ。

・しかし供給能力の低下という問題がある。長良川河口堰の未利用水の利用、徳山ダムの新規利水等いろいろ考えている。

・長良川河口堰の未利用水の転用はフルプラン改訂の問題となる。省庁間協議も必要で、愛知県単独では決められない。

【質問】長良川河口堰—工業用水についてはどれだけの転用を考えているか？徳山ダムからの新規利水(水道用水)4m³/Sについてはどうするのか？減らすのか？撤退するのか？

《回答》まだ未定。選択肢はいろいろありうる。

【質問】徳山ダムは木曾川の渇水対策に必要というが、価格の問題抜きには語れないのでは？

《回答》お金の部分について検討する能力はこの部署にはない。企業庁しかできない。お金の問題は知事が導水路に言及することで浮上してきている。

・利水安全度の向上とは取水制限緩和とイコールではない。維持流量確保(馬飼地点50m³/S等)が目的である。結果として取水制限緩和に繋がることもある、ということ(渇水対策容量が水道水補給に回るわけではない)。この辺は誤解のないようにしておきたい。

・各県がフルプラン需給想定調査を出した後、関係県市や省庁間協議を経てフルプラン改訂に至るのはなかなか大変な作業だと思われる。

☆ 1月13日、国交省中部地整交渉

特に新しい情報はなく、多くの時間は ①「資料3：治水計画の考え方」で中部地整自身が治水計画に言及していること ②追加予算を要求してまで「工事を遅らせられない」理由として「洪水対策」を挙げていること から、河川整備計画策定を経ることなく徳山ダム建設工事を(事業費を増額してまで!)進めるのは河川法改正の趣旨に悖る、ということをごちらから強く言うことに費やされた。

【質問】04年度予算の追加要求の条件についての認識は？

《回答》フルプラン全部変更(「関係県市への意見照会」があるから、三重県の同意も必要)及び事業実施計画変更。(利水者—岐阜県・愛知県・名古屋市の費用負担同意)

【質問】「資料3」等、徳山ダム計画の抜本の見直しと改正河川法16条(河川整備基本方針)

・16条の2(河川整備計画)の関係は？

《回答》私の担当でないもので…

【質問】フルプラン全部変更—事業実施計画変更があるまで、は当然だが、さらに河川整備計画策定まで徳山ダム建設工事を凍結すべきだと考えるが？

《回答》回答：工事を凍結して工事期間が延びるとそれだけ余分に事業費がかかる。

【反論】それは徳山ダムは必要だ、完成させるべきだということを前提とした話。住民が、カレーライスを食べるか寿司を食べるか、まだ店の前に立つことすらしていないうちに、勝手にカレーライスを作って食べ、金を払えというようなもの。全く必要ないかもしれない以上、先に進めるべきではない。

【意見】① 洪水対策につき「資料3」もまた(他でいろいろ用いられるものと同様)、02年7月10日における荒崎地区の浸水被害が、「徳山ダムが出来れば防げた」かのような「印象・イメージ」を植え付ける構成となっている。「大谷川右岸の現場に立ってものを言え」(当会・上田代表。荒崎地区センターの初代館長を務められていたこともあり、大谷川右岸洗堰のもつ歴史的意味・現在の状況に詳しい。地域の特性及び数百年にわたる「水との闘い、水を巡る争いとそれを収める知恵」を余りよく知らないお役人が「徳山ダムが完成すれば本川の水位

② 渇水対策についても誤解を与える説明をしている(12/19 愛知県交渉参照)。実際は、渇水対策容量とは馬飼地点50m 3/S の維持流量を補給するもの。言ってみれば「お魚さんやその他の生物のため」。市民は(もしかすると行政も)、そのところがよく分かった上で、導水路の費用も含めた「徳山ダムによる渇水対策」の負担を承知しているわけではない。

☆ 1月最終週 名古屋市交渉

(具体的日程は間もなく決定。参加ご希望の方は当会事務局にお問い合わせ下さい)

ダム・河川関係集会お知らせ

☆ 「豊川を考えるー設楽ダム計画を契機としてー」

2月14日(土)13時~16時30分 愛知大学豊橋校舎・記念会館小講堂

講演: 大熊孝・新潟大学教授(河川工学)

パネルディスカッション: 市野和夫氏・愛知大学教授/松倉源造・豊川を勉強する会代表

主催: 名古屋弁護士会(tel:052-203-0725)

☆ 「アメリカの”ダム撤去”から学ぶ」 3月28日(日)

主催: リバーポリシーネットワーク/問い合わせ tel 090-7952-2882 (高木)

① 13時30分~17時 愛知中小企業センター

講演: ダニエル・ピアード・元米国開墾局総裁/デビッド・ウェグナー・元米国開墾局研究者(「ダム撤去」執筆者)/尾田栄章・第3回世界水フォーラム事務局長(旧建設省河川局長)
質疑応答: コーディネーター 粕屋志郎・岐阜大学教授 青山己織(「ダム撤去」翻訳者)

② 18時30分~20時30分 安保ホール

ゲストと市民の勉強会「河川再生への道 行政、研究者、NGOが果たすべき役割」

「徳山ダムをやめさせる会」集会予定: 4月25日(日)午後

2003年 会計報告

前年からの繰越	現金	76,234	支出	1,305,430
	郵便局口座	399,077	弁護団へ	500,000
	銀行口座	5,759	他団体へ	49,730
今年への繰越	現金	26,992	通信費	347,849
	郵便局口座	511,097	消耗品費	75,274
	銀行口座	5,759	会場費	5,100
			資料費	106,351
収入	1,368,208		印刷機会等	206,440
会費・カンパ	1,368,208		その他	14,686

☆ 「徳山ダム問題」の「出前講座」。学習会を設定して頂ければ講師派遣します。当会又は「徳山ダムをやめさせる会」にお気軽にご相談下さい。

☆ 今後毎回郵便振替用紙を同封します。すでに今年の会費を頂いて居る方にも同封致します。余裕のあるときに少しでもカンパを頂けると幸いです。

「やめよ!徳山ダム」 徳山ダム建設中止を求める会 代表: 上田武夫

編集責任: 近藤ゆり子 事務局 〒503-0875 大垣市田町1-20-1

TEL/FAX 0584-78-4119 Email: tokuyama-dam@cside.com

URL: <http://tokuyama-dam.cside.com/>

郵便振替: 00800-7-31632 年会費 2000円

「水余り」直視求める

水資源機構(旧水資源開発公団)が岐阜県藤橋村に建設中の徳山ダムをめぐり、二十六日に言い渡された行政訴訟の岐阜地裁判決。事業の必要性を認め、一方で、水需要予測を早急に見直し、「水余り」問題を真摯(しんしん)に解決するよう求めた。徳山ダムを位置付ける「木曾川水系水資源開発基

本計画(フルプラン)は今までに改定作業のさなかだけに、この意義は大きい。利水、治水容量の変更などダムの姿が大きく変わる可能性もあり、より実態に即した水需要予測が求められている。

精度の高い予測を」とは愛知県。来年一月末にもまとまる需要予測は、担当幹部が「国からクレームが付くかも」と心配するほど下方修正されたもようだ。幹部は「県が持つ毎秒四トンの利水容量の一部を撤回する可能性もある」とし、水余りに苦慮する一面をうかがわせる。

徳山ダム訴訟で原告側の反対派住民らは、公団の水需要予測を過大だと主張したが、判決は「不合理なもの」と断定できないとした。

ただ、この判断は一九九八年の事業認定当時を基準にしており、「現時点では『新しい』全国総合水資源計画(ウオータープラン21)」の予測の方がより合理的だ」とも指摘。早急な見直しを促した。

ウオータープラン21は、フルプランの上位に位置付けられる計画で、一九九九年に国が策定した。水需要の急激な伸びがなくなることを認め、二〇一五年の予測値を、前の

徳山ダム判決の意義

計画の二〇〇〇年予測値の75%に下方修正した。判決が、交わされた書面にはない現状に触れるのは異例。全国的に深刻な水余りや、徳山ダムが抱えた問題を司法としても無視できなかった結果とみられる。

■時代の変化
フルプランは、水資源開発促進法に基づき、将来の産業開発や都市人口増加などに対応するために必要な用水対策を定める。現行計画では徳山ダムは、毎秒十二トンの都市用水を供給するとされる。

一九七一年(昭和四十六)年の実施計画調査着手で始まった同ダムの計画当時は、右肩上がりの経済成長と人口増加が続き、大量の都市用水確保の必要性が叫ばれていた。しかし、その後水需要は伸び悩み、現行フルプラン(九三年改定)の二〇〇〇年の需要予測に対する実績は、四十六割程度にとどまっている。

水資源開発審議会調査企画部会は同年、「水需要に供給が追いつかない状態は脱しつつある」と指摘。今後の計画策定の

需要予測見直し 自治体に温度差



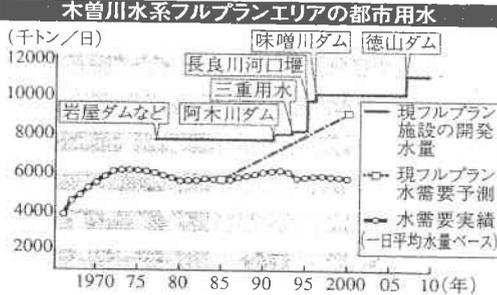
徳山ダム訴訟の敗訴を受け、記者団に囲まれる在開正史原告弁護団長(手前)＝26日、岐阜市の岐阜地裁前で

際は、時代の変化に対応した要因の加味、濁水対策の考慮などを求めた。これらの経緯を受け、フルプランは今回、三回目の全部変更をするに

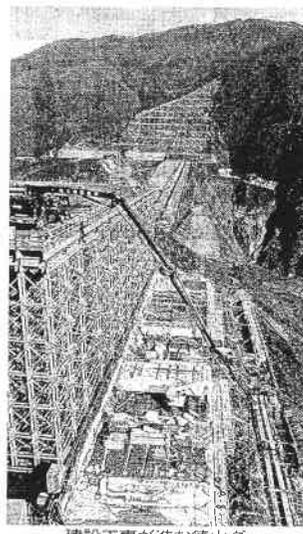
現在、フルプラン改定のたたき台となる各県市は「流域住民や納税者が納得できる改定となるよう、情報の公開をして住民の合意形成を図るべきだ」と主張。保母武彦副根大副学長(財政学)は

二〇一五年の需要予測に対する実績は、四十六割程度にとどまっている。水資源開発審議会調査企画部会は同年、「水需要に供給が追いつかない状態は脱しつつある」と指摘。今後の計画策定の

「県民同意を得られる」と指摘している。



徳山ダム訴訟、26日に判決



建設工事が進む徳山ダム。一岐早良藤橋村で

水資源機構(旧水資源開発公団)が岐阜県藤橋村に建設中の徳山ダム事業をめぐり、反対派住民らが国土交通相を相手手に事業認定取り消しを求めた行政訴訟と、岐阜県の橋原拓知事とを相手取り、県が負担する費用の支出差止めと支払い済み約三千四百七十万円の損害賠償を求めた住民訴訟の判決が二十六日午前、岐阜県裁で同時に言い渡された。同ダムは総貯水容量約六億六千万トンと国内最大級の多目的ダム。九百六十億円の仕事費増額が問題になっており「脱ダム」の動きが全国に広がる中、事業の必要性を司法がどう判断するかに注目が集まっている。訴訟の争点と意義をまとめた。

(岐阜支社徳山ダム取材班)

原告の住民らは、水没予定地の一部を地権者から譲り受けてトラスト運動を展開し、一九九九年三月に面訴を起した。トラスト地の強制収用を受け、県収用委員会に収用裁決取り消しを求めた訴訟もあるが、裁決の前提となる事業認定の取り消し訴訟と併合された。事業認定取り消し訴訟は、新規利水の必要性が最大の争点だが、被告側が「他の目的も含めて判断すべきだ」と主張したことから治水、渇水、発電の面でも争われた。

一方、訴訟は昨年十二月に結審、事業費増額は今年八月に発表された

建設中、司法どう判断

め、争点にはなっていない。需要低下が主な理由で、三分の一ができた徳山ダムが最近になって木曾川に水を引く導ダム(群馬県)からの撤退水路計画を発表。下流の退を相次いで表明した。消を求めると水資源機構は「是非を問う訴訟で住民ダム(滋賀県)訴訟の利水容量を減らして治水、側が勝訴するケースも出た。出護同長、藤原拓知事、容量を増やす異例の治水で来た。熊本県に建設予定は行政がOKと判断した。徳山ダム、利水事業について、手続計画も示した。徳山ダム、利水事業と必要とした根拠がある可能性が出てきた。決意をめぐり求めた。得ることができる。判決は事業認定が告示された。訴訟の控訴審判決で、原告、今度こそ司法が判断した。九八年当時を基準に告の農家側が逆転勝訴。問題点が指摘された。証として出さ。関連工事の凍結や計画見直しを国に迫った。愛後、後のデータなどを踏直して国に迫った。多目的ダムそのもの。必要性的に論争し、司法が判断を下すのは。用対効果の面でも踏み込まず。ダム事業は各地で中止。六四年の下室(大方)だ判断がなれば意が相次いでおり「脱ダム」松原ダム(大方)がある」と分析して。△は全国的な流れ。水。訴訟以来、すでに約。

巨大ダム問われる必要性

徳山ダム行政・民事訴訟の争点

	原告側	被告側
土地収用法	公団が建設する水資源開発施設のため新規利水の必要性がなければ事業の必要性は認められず「土地の合理的な利用に寄与する」とした20条3号の要件を欠く	事業の必要性は5つの目的を同等に扱い、これらを総合して判断するもので、事業認定権者の国土交通相の裁量に委ねられている
利水(水道用水)	公団は給水人口が2018年まで増加し続けることと予測したが、07年に人口が減少に転じたとして国立社会保険・人口問題研究所推計に比べ過大。1人1日平均給水量の実績は、各地域とも390リットル前後と横ばい傾向で、今後もこの傾向が続くと考えるのが合理的。日最大給水量が現在の供給能力を超えるとは予測しがたい	給水人口は過去10年間の増加が今後も続くとして推計した。厚生省監修の指針に基づき、過去の動向を踏まえた値で適切。1人1日平均給水量は、2018年に各地域で500リットル以上になる。過去の実績値に基づいて推計し、これをもとに余裕を考慮して算出した日最大給水量も妥当。景気が回復すれば必要の伸びも回復する
利水(工業用水)	需要量は1970(昭和45)年以降、工業出荷額が増加しているにもかかわらず、一貫して減少か横ばいの傾向が続いており、今後増加することはあり得ない。使用水量の節減も考慮されていない	工業出荷額が今後も伸びることなどから、需要量は1995年から2018年にかけて大垣地域や名古屋から約2倍になる。工業出荷額を用いた推計手法は一般的で十分な合理性がある
治水	基本高水流量の6300トンは毎秒は、100年に1回の確率で発生する可能性のある洪水の規模を大きく上回り過大。ダムは岐阜県大垣市の万石地点より上流の揖斐川全集水域に降った雨の約20%しかためられず効果は限られる。河川改修や堤防強化による効果を十分検討すべきだ	基本高水流量の設定は、一般的な手法を用いており問題は無い。ダムが完成すれば、洪水時に本流の水位が低下し、内水の排水効果も高まることのでき有益。現況の河道の流下能力は低く、治水計画では河川改修とともに上流のダムで洪水を調節するとしている。徳山ダムはその主要施設
渇水	木曾川水系のダム開発水は大幅に過剰で水余りの状態。渇水が発生するのは、基準流量を下回ると川から取水できず、ダムを放流しなければならぬ水利権があるため。人為的要因で、調節すれば避けられる。水を使うには木曾川まで導水しなければならぬが、計画はなく、投下費用に見合った効果はない	近年は小雨化傾向にあり、木曾川水系では渇水が頻発している。異常渇水時に緊急水を補給できるほか、農業用水が安定的に取水できるようになり、河川環境の維持にも大きく寄与。導水施設はダム事業とは別に計画、整備されるもので、計画の有無と、ダムの渇水対策容量の必要性とは直接関係がない
発電	電力供給事情からみると、揚水発電は中部電力だけでなく、他の電力会社も中止しており、必要性がまったくない	最大需要電力は年平均伸び率約2%と予想された。揚水発電の特徴を生かし、需要ピーク時などの安定供給に重要な役割を担う
環境	自然環境、特に生態系の頂点に立つ大型猛禽類のイヌワシ、クマタカの生存に非常な打撃を与える。回避するには、建設による自然改変を止めるしかない	貯水池が出現しても大型猛禽類の生息は可能。環境保全対策も適切に行われており、事業が環境に与える影響は最小限にとどめられる

徳山ダム建設事業の推移

1957年12月	揖斐川上流域を電源開発促進法に基づく調査区域に指定
73年3月	木曾川水系の水資源開発基本計画全部変更(2次)
76年9月	建設省の事業計画認可
87年4月	徳山村廃村
89年2月	事業計画の変更
93年3月	旧徳山村全466世帯の移転契約完了
95年10月	水資源開発基本計画全部変更(3次)
95年12月	一次締切基礎工事着工
97年2月	徳山ダム建設事業審議委員会設置
97年12月	反対派住民が「徳山ダム建設中止を求める会」結成
98年1月	ダム審議委が「早期に完成させるべきだ」と意見
98年12月	基本計画の一部変更
99年3月	事業計画の変更
5月	土地収用法に基づく事業認定告示
11月	反対派住民が公金支出差止め訴訟提訴(原告43人)
2000年1月	事業認定取り消し訴訟提訴(原告74人)
01年7月	基本計画の一部変更
02年4月	事業認定取り消し訴訟結審
02年12月	公金支出差止め訴訟結審
03年3月	水資源開発公団が1010億円の仕事費増額を発表
03年8月	公団が「来年度予算概算要求に現行計画を上回る180億円増額を盛り込む」
10月	事業計画監視委員会が事業費増額に対し「もっと早く公開すべきだ」と批判
11月	事業計画監視委員会が950億円の仕事費増額を承認



治水、発電などの多目的ダム。流に建設中の治水、利水、発電などの多目的ダム。ロックフィル式で高さ167m、総貯水容量はナゴヤドーム約5.3億個分の6億6000万トン。全国最大。1957年に計画され、76年に事業認可。2000年に本体着工し、現在既に約3分の1が出来上がっている。完成予定は07年度。

フルプランに位置付けられ、揖斐川河口から上流約九十キロの地点に建設中の徳山ダム。治水事業に対するダムの有効性も大きな争点だ。

原告側は「上流域の20%に降った雨が下流に集まり、下流の洪水調節としては限界がある」と主張。被告側は「ダムは河川改修は最も経済的かつ合理的だと反論し、全面的に争っている。」

「治水」は「最も合理的」

「河川改修で」

「治水」は「最も合理的」

「河川改修で」

「治水」は「最も合理的」

「河川改修で」

「治水」は「最も合理的」

「河川改修で」

利水

水需要を四百二十万トンと見込んだが、実績は大幅に少ない二百五十四万トン。工業用水の実績も予測を大幅に下回った。

九三年に二〇〇〇年の水需要を予測して改定された新フルプランでも、予測と実績の乖離は続いた。原告側は「架空の予測に基づき、ダムが建設計画された」と主張。被告側は「フルプランは、関係機関、県知事の意見を踏まえて定められた」と反論する。

供給に不可欠

原告側は、事業認可された際の根拠になった、二〇一八年の流域での水需要の伸びを予測する「水資源開発公団(現水資源機構)予測」にも着目した。

公団は同予測を取りまとめた際、過去十年間の人口増加傾向をそのまま右肩上がりで反映させ、需要も過去二十年ほどの増加傾向を踏襲。水道水の一人一日最大給水量が年間五・四リットル増加し続ける」としていた。

原告側は一九八五年の名古屋市の一人一日最大給水量五百二十リットルに対し、九五年は五百二十八リットルと予測とは逆に減少傾向を示したり、工業用水需要も横ばいが続いたりする点を指摘。「少子化による人口減少が反映されていない過大な予測に基づいて事業化された」と主張した。

対する被告側は「ある時期に需要が減少する傾向がみられても、その傾向が不変である確証がなければ増加傾向を重視すべきだ」「需要が供給を上回れば、国民生活に重大な影響が出る」と、ダムの必要性を説いた。

『架空予測が基』

『供給に不可欠』

利水の必要性どう判断

徳山ダム3訴訟あす判決

岐阜県藤橋村に建設中の徳山ダムをめぐる、建設の是非を問う3つの訴訟の判決が20日、岐阜地裁で言い渡される。全国的にダム見直しが進む中、事業費の大幅増額に批判が集まる徳山ダムの必要性を司法はどう判断するのか、注目される。

訴訟は、①国に対して土地の強制取得のための事業認定を取り消すよう求めた行政訴訟②岐阜県取用委員会に対して土地取用裁決の取り消しを求めた行政訴訟③同県に対して工業用水負担金の支出止めを求め、岐阜県知事に対して知事就任後に支出した負担金約35億円を県に返還するよう求めた住民訴訟の3つ。①の行政訴訟は併合審理され、判決も一括して言い渡される。

最大の争点は新規利水の必要性だ。原告側は裁判の早期決着を目指し、徳山ダムを「利水ダム」と位置づけ、利水に重点を置いて争った。被告側は「木曾川水系水資源開発基本計画」(フプラン)など国の水需要予測に対し、原告側は「予測ははずれも過大で合理性を欠き、事業認定は違法」と主張。被告側は、水需要は今後も増える」と反論している。

裁判の争点	原告	被告
事業の目的	新規利水を主目的とする「利水ダム」。新規利水の必要がなければ事業認定は違法で、強制取用の根拠を失う。治水などの目的は付随的だ	治水や新規利水、流水の正常な機能の維持、発電の多目的ダム。利水面を偏重するのは不当。仮に利水目的が合理性を欠いたとしても、総合的に判断すべきだ
新規利水の必要性	国などの右肩上がりの水需要予測は実績から見ても過大。人口は頭打ちで、1人当たりの給水量の増加も限界に達し、水道用水の需要は増えない。産業構造が非水型に転換し、工業出荷額も横ばい傾向にあるため、工業用水の需要も増えない。現在でも供給過剰で、新たなダム開発の必要はない	最近の水道用水の伸び悩みは不景気による一時的なもの。世帯の細分化が進み、1人当たりの水使用量は増える。給水予定地域の人口も増加傾向が続く。中部圏は東海環状道や中部国際空港などで発展が見込まれ、工業出荷額は今後も成長し、工業用水の需要も増加する。地下水利用による地盤沈下の恐れもある
治水の合理性	洪水時に想定される流量は過大。徳山ダムは源流部にあり、支流に降る雨に対応できない。河道改修の効果を検討し、しゅんせつなどを考えるべきだ	洪水時の流量想定の手法は一般的。急勾配(こうばい)で流路が短い揖斐川では支流も含めてダムによる対策が有効。しゅんせつや堤防かさ上げはコスト高

徳山ダム 新規利水の必要を問う

水資源機構(旧水資源開発公社)が岐阜県藤橋村に建設している国内最大級の徳山ダム事業をめぐる、反対派住民らが国土交通省を相手取って事業認定取り消しを求めた行政訴訟で、権原拓岐章が負担する費用の支出差し止めと支払い済みの約三十四億七千万円の損害賠償を求めた住民訴訟の判決が二十日、岐阜地裁(林道善裁判長)で同時に言い渡される。全国的な「脱ダム」の動きが進む中、徳山ダムは九百六十億円(事業費大幅増額)が問題となっており、事業の必要性を司法はどう判断するか注目される。

原告は、市民団体「徳山ダム建設中止を求めよう」のメンバーら。地権者から譲り受けられた指定地の一部が強制取用されたのを、一九九九年に両訴訟を起した。最大の争点は新規利水の必要性。水需要は増加し続けるとして六団の予測に対し、原告側は「水需要は低迷し、予測は過大で合理性を欠き、事業認定は違法」と主張。被告側は、水需要は今後も増える」と反論している。

主張。被告側は「将来の需要に対応し、治水対策や地盤沈下対策としてもダムは必要」と反論。治水、発電、環境などの観点でも争ったが、結果的に発表された事業費増額は争点になっていない。全国的には、ダム計画の中止が相次ぎ、その数は八月末現在で八十九に上る。関係自治体の撤退も目立つ。

訴訟では、反対派住民らが国土交通省を相手取って事業認定の取り消しを求めており、司法が事業の必要性をどう判断するか注目される。

計画が二十年近く滞る中、「ダムが来れば」という待望論が広がった。「山や川が壊されることには考えが及ばない。関心は補償額に移り、ダムそのものに対する村の考えはまとまらなかった」。事業に疑問を抱いた大牧さんは、訴訟の傍聴に出掛けたようになった。裁判で原告側は、水資源機構の水需要予測が過大なこと、最上流にできるダムの治水効果は費用に見合わないことなどを指摘。機構側は、将来の水需要に対応し、洪水の際に揖斐川の水位を下げたためと反論したが、一方で新たな利水、治水策も示し、事業計画は揺れている。

徳山ダム訴訟きょう判決

『役立たぬ事業なのか』

「自分たちの村にできるダムは社会の役に立たないものなのか」。岐阜地裁で二十六日に判決が言い渡される徳山ダム(岐阜県藤橋村)の事業認定取り消し訴訟。建設する水資源機構(旧水資源開発公社)の事業計画が揺れる中、かつて「ダムは社会から求められたい」と説き、移転を余儀なくされた旧徳山村民で、元教員の大牧章夫さん(80)＝同県北方町＝は複雑な思いで司法の判断を待っている。

「移転を受け入れたのは、これしか選択肢がなかったから」。大牧さんは今も思う。計画が明らかになったのは五十七年。高齢化で農林業経営は難しくなり、生活は厳しくなっていた。伊勢湾台風(五九)などの災害が追い打ちをかけた。

村民の移転が挙げられるにも関わらず完成させるべきだ」との論理。同じ意見の元村民もいるが、抵抗を感じず、「このまま本当にいいのかわからない」と思っている人もいます。

旧村民沈む心



「ダムにかかわる問題を、自分は見聞ける義務がある」と話す大牧章夫さん(岐阜県北方町の自宅)

「計画がすすんでいなかったから。つじつま合わせをされ、気持ちの収まりようがない。離村を選択したとき、救いとなったのは、社会から求められていると聞かされたことだ」。大牧さんは二十六日も法廷に足を運び、判決を見届けるつもりだ。

徳山ダム

増額分は認めず

現行残額93億円のみ

来年度予算財務省原案

事業費の大幅増額問題で揺れている徳山ダム建設事業について、財務省は20日、必要な計画変更で財政措置をきめるとし、来年度予算の原案として、国交省が要求している。国交省が要求している100億円は認めず、現行事業費の残りにあつた100億円は認めず、現行の計画上の総事業費は2540億円。8月に水資源機構が1010億円（後に960億円に

る約93億円を盛り込んだ。残り97億円は、計画変更の手続きを経た段階で財政措置をきめるとしている。現行の計画上の総事業費は2540億円。8月に水資源機構が1010億円（後に960億円に）を改定する事業実施計画の変更が必要だ。国交省は財務省原案までもこの手続きを終わらせる予定だったが、大幅な事業費増に費用負担を求められる利水者の目途体などが反発し、調整が遅れている。

こうした状況から、財務省主計局は予算編成にあたり、「計画変更の蓋然性を見極めたい」としていたが、「フルプラン改定の前提となる」利水者の需要見通しさえ出していないので判断しにくい」という。

03.12.20 朝日新聞(夕刊)

徳山ダム増額分 予算化を見送り

関係者ら驚きと歓迎交錯

「ショック」筋通った

03.12.20 → 中日新聞(夕刊)

徳山ダム工事

落札率上昇平均95.3%

03年度分 本社調べ 1件除き90%台

【10月15日現在。水資源機構の資料をもとに作成】

工事名	予定価格(単位千円)	落札率(%)
設備トンネル	1,318,779	87.58
吐下トンネル	1,367,709	94.43
吐下トンネル	1,079,681	94.14
吐下トンネル	5,775	96.36
吐下トンネル	6,751.5	96.42
吐下トンネル	5,869.5	94.81
吐下トンネル	54,327	94.70
吐下トンネル	1,241,824.5	95.97
吐下トンネル	47,134	55.5
吐下トンネル	47,701	99.96
吐下トンネル	45,139	95.95
吐下トンネル	45,244	95.95
吐下トンネル	31,762	97.94
吐下トンネル	618,607	94.71
平均値		95.28

04.01.06 朝日新聞

03.12.21 岐阜新聞

機構側は「問題ない」

水資源機構が岐阜県藤橋村で進めている徳山ダム建設事業は、03年度工事(10月15日現在の競争入札の平均落札率が95.3%と前年の99%以上高まっている)が朝日新聞の調べでわかった。中には99%を超える工事もある。個々の入札で軒並み90%台になったことが平均値を大幅に引き上げた。談合疑い指摘もあるが、同機構は問題ないとしている。

「徳山ダム撤退も視野に」

民主名古屋市議団 市長に要望書

03.12.19 朝日新聞(夕刊)

03.12.21 中日新聞

徳山ダム

見直し論議置き去り

財務省「自治体合意が大事」

徳山ダムに93億3900万円

水資源機構が九百八十億円の事業費増額を示し注目を集めている国内最大級の多目的ダム・徳山ダム(揖斐郡藤橋村)建設事業は、二十日公示された二〇〇四年度財務省原案で、概算要求額百八十億円のほぼ半額となる九十三億三千九百万円の手算付けとなった。

計画未確定受け

関係団体 課題解消後追加も

この夏に示された増額も現段階では未定となつた。また課題が解決され可能性もある。関係団体 協議など 課題解消後追加も

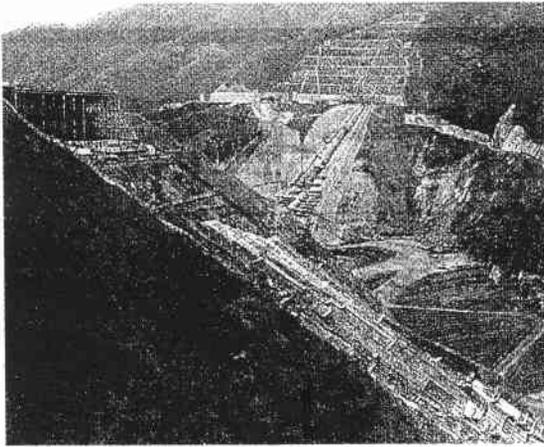
に伴う事業実施計画の変更が未決定であるため、従来の事業ベースでの予算措置となった。同機構では、単価見直しなどで同ダムの総事業費を三千五百億円に改め、〇四年度の完成を目指すとしている。〇四年度は引き続きダム堤体の建設(洪水吐きなどの工事、国道417号、県道藤橋根尾線の付け替え工事など)を予定している。

事業費増額については中部地方整備局事業評価監視委員会が了承しているが、利水、治水を取り巻く水需給のフルプランや、ダム事業実施計画の変更が確定しておらず、関係三県一市の負担割合

従来 of 事業ベース維持

関係三県一市の負担割合

建設の進む徳山ダム本体部分＝藤橋村で



徳山ダムを問う

地裁判決を前に

1

藤橋村の徳山ダムをめぐる、建設の是非が問われた三つの訴訟が26日、岐阜地裁で判決を迎える。折しも事業者の水資源機構は、総事業費を2540億円から3500億円に増額すると表明。追加負担の問題も浮上した。あらためて徳山ダムの必要性について、関係者に考えを聞いた。

原告弁護団長

在間 正史さん



水余り事業破綻直視を

《注1》原告は「徳山ダム建設中止を求める会」のメンバーら。①国に対し土地の強制収用のための事業認定を取り消すよう求めた訴訟②県収用委員会に対し土地収用裁決の取り消しを求めた訴訟③県に対し工業用水負担金の支出差し止めを求め、梶原拓知事に対し支出した負担金のうち約35億円を返還するよう求めた訴訟の三つ。

を下げる事ができるはず。現行の改修計画が完成した時点で、どれだけの水を流せるか、具体的なデータを明らかにしてほしい。特に川の容積が小さい大垣市・安八町付近を広げれば、揖斐川全体の流量は増やせる。その上で、必要な区間に限って堤防のかさ上げをしてほしい」

「9000億円の事業費増額も発表されました。」「これまで工事が進んでからの発表は問題。船に乗せた後に「もう戻れませんや」と脅しているようなものだ。最近示された導水路計画も含め、工事着手前に事業費の増加を具体的に示すべきだった」

「判決確定より先に工事が完成する可能性が出てきた。」「事業は違法だが、事業認定の取り消しはしない」という判決も考えられる。その場合、違法なダムを社会がどう扱うかが問われるだろう」

「今回判決を迎える三つの訴訟《注1》の意義は。」「本質的な議論はどの訴訟も同じで、ダムの必要性が争点だ。徳山ダムは水資源開発のための施設なので、特に新規利水の必要性について司法判断を求めている」

「新たな水の需要は生じないと主張しています。」「水道用水は1人当たりの水使用量が頭打ちになっている。人口の増加も見込めない。工業用水もオイルショック

以降、需要は減少か横ばいだ。利水は受益者負担が原則。ダム建設の費用は使用料金から賄われるため、需要がなければ事業として破綻する。結局、税金を注入して解決することになる」

「水の供給を受ける予定の市町に与える影響は。」「現実問題として、これらの市町が新規利水の負担を背負うことになる。県は毎年十数億円の負担金を支払うために、一刻も早く県営水道を造

って市町に引き受けてもらおう。その際、県は市町に対し『あなた方が造ってくれ』と言ったのに、今さら要らないでは済まない』と言っただろう。実際、長良川河口堰では、三重県と地元市町村の間で同じような事態になっている」

「昨年7月の大垣市荒崎地区を中心とした水害《注2》の被災者をはじめ、流域住民からは、治水のために早期完成を求める声が高まって

います。」「荒崎地区の水害は揖斐川本流に合流するずっと手前の支流で発生した。徳山ダムに金をかけ、支流の改修を後回しにしてきた結果だ。徳山ダムは揖斐川の源流部にあるため、支流に降った雨に対応できない。洗堰をはじめ、地域の水防対策が失われつつあることも問題だ」

「ダムに代わる治水の手段はありますか。」「揖斐川は河道改修で水位

を上げる事ができるはず。現行の改修計画が完成した時点で、どれだけの水を流せるか、具体的なデータを明らかにしてほしい。特に川の容積が小さい大垣市・安八町付近を広げれば、揖斐川全体の流量は増やせる。その上で、必要な区間に限って堤防のかさ上げをしてほしい」

徳山ダムを問う 地裁判決を前に

徳山ダム建設の根拠となるフルプラン《注1》の水需要予測と実績に開きがあります。

「予測したほど実績が伸びていないのは事実だが、フルプランの改定作業が7月から動き出した。愛知、岐阜、三重の3県と名古屋市が、最近の経済情勢などを踏まえて水需要予測を見直すと思う。気候変動の影響で最近では渇水の頻度も高まっている。それも踏まえた需給のバランスを考える必要がある」

「ただき台を事業評価監視委員会に示したところだ。今

国交省中部地方整備局河川調査官
小林 稔さん



治水面で早期完成重要

「山林の公有地化や国道の後には関係する県や市と協議しながら具体化へ進めたい」

「3県1市とも徳山ダムは」

「上流の降雨をカットし、」

「確かに根尾川の方に降雨

「群馬県の戸倉ダムは建設中止の見通しが強まりまし

「事業費の増額は、もっと早い段階で金額を示せたのでは。」

「事業費の増額には事業実施計画の変更が必要ですが、来年度の予算編成に間に合いそうもない。前提となる3県1市の同意もまだです。」

「治水面で見込まれる徳山ダムの効果は。」

「治水目標に掲げる洪水規模は過大ではないですか。」

「利根川などでは200年に1回の雨を目標に整備を進めており、揖斐川の目標が過大だとは思わない」

《注1》揖斐川を含む木曾川水系の水需給計画を定めた木曾川水系水資源開発基本計画。73年に閣議決定（計画目標85年）。93年に改定（同00年）されている。
《注2》揖斐川上流にある徳山ダムの水は、いったん木曾川に導いて愛知県や名古屋市の水道水に利用したり、木曾川の水対策にあてたりする構想となっている。この導水路の整備費は、ダムの事業費には含まれていない。渇水対策用と都市用水を一本の水路で共用した場合、事業費は700億～900億円とみられている。

「撤退の意向を示している東京都や埼玉県はそれぞれの状況を踏まえての判断だろう。あと数年で完成する徳山ダムとは事情が違ふ。簡単に比べられない」

2

付け替えなど、最終的な詰めが固まったのが今年の夏だった。事業評価監視委員会からも2年前に示すべきだったというおしかりを受けた」

「数字は詰めきられていないが、計画の変更を前提に予算をお願いする必要はある」

「昨年7月の大垣市荒崎地区を中心とした水害は、徳山ダムでも防げなかったと原告は主張しています。当時、

本流の水位を下げる。本流の水位を下げることで支流の水の流れがよくなり、洪水の危険性が小さくなる」

量が多かった。だが、大雨への対処は、ダムでためる分と、川にある程度流す分とを合わせて調節する。揖斐川は流れが急なため、ダムによる

徳山ダムを問う

地裁判決を前に

③

—原告側の証人として出廷し、経済地理学専攻の立場から、国側の水需要予測は過大だと指摘されました。提訴から4年たち、「水余り」の状況はどう推移しましたか。

「当時より悪くなった。工業用水は不況や節水の影響で、需要の減少が続いている。水道用水についても90年代半ばから伸びが止まった。完成済みの岩屋ダムや木曾川総合用水の水ですら、きちんと使われていない。これまで国は需要が伸びると言い続けてきたが、今年7月の国土審議会の部会ではついに需要は減少か横ばいだと明らかにした」
— 渇水対策にダムは有効ではありませんか。

岐阜大学地域科学部助教授
富樫 幸一さん



負担膨らむ前に撤退を

「一般的にいつてダムは10年に1度の渇水を想定して造られている。94年の大渇水のような30、40年に1度の大渇水には対応できない。だからといって大きいダムを造れば

費用がかかる。94年の大渇水では、都市用水のダムは空っぽになったが、農業用水を回してもらって対応できた。お金がない今、既存の施設を転用して有効活用するべきだ」
— 流域住民は徳山ダムに治水効果を期待しています。
「昨年7月の大垣市の水害のように、揖斐川の支流に雨が降ったら、徳山ダムはあま

り役に立たない。ダムができれば安心と考えるのではなく、水があふれる場所に住まないなどの自衛策を考えたい。治水の費用は国が割を負担するが、国家財政が危機的状況にある中で、国民全体を説得できるか疑問だ」
— 960億円の事業費増加をどう考えますか。

「事業費の不足は予想していたが、ここまで増えた要因は、元住民の移転先の地盤沈下に伴う再移転費用と、ダム湖周辺の土地を買収して岐阜県の公有地にするための費用」
《注1》だろう。名古屋や愛知県が「再移転は水資源機構の失敗だ」岐阜県の土地取得費用をなぜ負担するのか」と主張するのは当然。このため、来年度予算の編成が迫

っているのに、自治体から計画変更の同意を取れない異常事態になっている。利水を管轄する経済産業省と厚生労働省も、補助金が削減されている中、徳山ダムだけすんなり増額を認めるとは思えない」
— 事業評価監視委員会《注2》は増額を認めました。
「利水でも治水でも、専門家として調査した上で判断を下すべきだ。『予算編成が差し迫り、このままだと事業継続できないから増額を認めろ』という発言は無責任だ」
— 群馬県に建設中の戸倉ダムでは、東京都、埼玉県などが撤退を表明しました。
「当然の判断だ。戸倉ダムの場合、利水面から撤退を判断したが、全国的には東海地域が最も水が余っている。負担の少ないうちに徳山ダムも撤退するべきだ」

《注1》村道や林道の付け替え工事の一部を中止し、かわりに付け替え予定地一帯の民有林約180平方キロを岐阜県が買収して保全する。買収費249億円は水資源機構の負担。環境保護が目的とされるが、「関係者の事前合意がない」「買収費用が高すぎる」と批判も多い。
《注2》公共事業の再評価のため、国土交通省中部地方整備局が設置した機関。大学教授や弁護士など11人の委員で構成され、事業の継続や中止を提言する。徳山ダム建設事業では、01年10月に「継続」と判断した。

徳山ダムを問う

地裁判決を前に

4

—今年度で徳山ダムは事業費《注1》をほぼ使い切ります。そんな中、水資源開発公団（現・水資源機構）が8月に突然、事業費を増額すると発表しました。

「事業費を18年間も改定しなかったのはおかしい。閉鎖的な国土交通省と公団の体質の問題だ。私は、もっとオープンな事業の進め方をしないとだめだ」とやかましく言ってきた。相手の立場を考えない官僚的な手法はもう通用しない

—だが県は、事業費の増額を了承する方針を関係の3県1市で初めて示しました。「けしからんが、ダメとも言えないのが率直な気持ち。」

岐阜県知事
梶原 拓さん



生命財産を守る投資必要

苦渋の決断だ。試験湛水《注2》は06年度に迫っており、一日も早くできるようにしたい

—県は3県1市で最も徳山ダムの恩恵を受けると言わ

必要ない理由は。—徳山ダムがどうしても必要ない

「徳山ダムの原点は治水だ。掛斐川の特徴は、急傾斜で川が短いこと。雨が一気に流れるため、度重なる水害を起こしてきた。徳山ダムの完成は掛斐川流域の悲願だ」

—水余りも指摘される利水については。

「利水ももちろん必要だ。大垣市を中心とする下流地域の特徴は地下水への依存。地下水については、

「大垣地域の水の供給は地下水ばかりだ。県民生活を守る県の立場で、全面的に地下水に依存するような無責任なことほしくない。政治は平常時だけでなく、異常時のことを考えて計画しないといけない。徳山ダムは県内最後の大規模ダムだ」

—県財政は厳しい状況です。費用対効果は。

《注1》徳山ダムの事業費は、89年の事業実施計画で2540億円と決められた。ところがダム本体がまだ3割しかできていないのに、すでに2400億円以上を使ってしまった。計画を変更して事業費を増やすには、3県1市などの同意を取りつけないといけない。

《注2》徳山ダム建設工事の完成予定は08年3月。だが、この前の06年秋には、既にダム本体が完成しており、ダム湖に水をためる「試験湛水」を開始する予定だ。ダムの治水効果は試験湛水の段階から表れる。

「だが、徳山ダムの水を利用することになっている大垣地域14市町の水道計画には、徳山ダムの利用は見込まれていません。」

「大垣地域の水の供給は地下水ばかりだ。県民生活を守る県の立場で、全面的に地下水に依存するような無責任なことほしくない。政治は平常時だけでなく、異常時のことを考えて計画しないといけない。徳山ダムは県内最後の大規模ダムだ」

—県財政は厳しい状況です。費用対効果は。

「徳山ダムは県民の生命財産を守る投資で、ぜいたくではない。子々孫々の生活に思いをはせ、今の世代が頑張りたくないといけない。毎年度の負担をどうするかが問題だが、無理をしなくても返せる工夫をしないといけない」

26日に岐阜地裁判決

徳山ダム訴訟の争点

利水と治水、公益性判断

にも配慮して、全面的に争っている。

	原告側主張	国・県側主張
目的	国の水資源開発基本計画を根拠とする利水ダムで、治水の必要はないため事業認定は違法	利水優先ではなく、治水が発電にも同じように必要と認められる多目的ダム。公益性は高く、事業認定は適法
新規利水の必要性	水需要が伸び続けるという国の予測は誤り。高度成長期で、徳山ダムの水に需要はない	生活水準の向上や都市整備などで都市用水の需要は伸びる。水対策も含め、安定した水源の確保が必要
治水上の効果	揖斐川上流の雨水しかためることができないため、効果は限られている。治水は河川改修や堤防強化で対応すべき	徳山ダムの完成で30年程度は大洪水にも対応できる。河川改修しても合理的で経済的
環境への影響	建設工事による環境破壊や広範囲にわたる水没で、希少動物の生息に重大な支障が生じる	地形の改変を極力避け、ワシタカ類の繁殖期に工事を取らないなどの対策を取っている。環境への影響は小さい

揖斐郡藤橋村に建設中の徳山ダムをめぐる、反対派の市民団体が「ダムは不必要で公益性に欠ける」として、国と岐阜県に土地収用法に基づく事業認定と収用裁決の取り消しを求めた行政訴訟

と、県に建設負担金の支出差し止めと既に拠出した約三十四億七千万円の損害賠償を求めた住民訴訟の判決が二十六日、岐阜地裁（林道春裁判長）で言い渡される。



最大の争点は、国の水需要予測の妥当性と新規利水の必要性。徳山ダムは総貯水容量が国内最大で、事業費は九百六十億（上田武夫代表）のメンバー。旧徳山村（一円に膨らむ見通し。各地で大型公共事業の見直しが進む中、巨額の追加投入が議論を呼んでおり、

判決は今後の計画の行方にも影響しそうだ。訴えたのは「徳山ダム建設中止を求める会」で、事業費は九百六十億（上田武夫代表）のメンバー。旧徳山村（一円に膨らむ見通し。各地で大型公共事業の見直しが進む中、巨額の追加投入が議論を呼んでおり、

巨額の追加投入

判決 今後の計画に影響も

1957年12月	発電ダムとして構想が表面化
73・3	徳山ダムを含む水資源開発基本計画を閣議決定
76・9	建設省が事業実施計画を認可
80・3	付け替え道路工事に着手
87・4	徳山村が藤橋村に合併され廃村
89・3	旧徳山村の全466世帯と移転契約
95・12	「徳山ダム建設中止を求める会」結成
98・7~8	「求める会」メンバーがダム予定地の地権者に建設省が土地収用法に基づき事業認定
99・3	事業認定取り消しと公金支出差し止めを求めて提訴
5	ダム周辺でクマタカノ営巣を確認、工事が中断
2000・5	本体工事に着手
01・5	岐阜県収用委員会が強制収用の裁決
7	強制収用採決の取り消しを求めて提訴
02・12	事業認定と強制収用採決の取り消しを求めた訴訟が結審
03・3	公金支出差し止め訴訟が結審
8	事業費の1010億円増額を公表
11	増額分を960億円に圧縮、総事業費は3500億円に
12月26日	岐阜地裁で判決
07年度	完成予定

強制収用が可能なら事業に認める。収用委員会は二〇〇一年五月、原告が所有する土地について強制収用の裁決をした。

原告は①徳山ダムが環境破壊で希少動物のイヌワシやクマタカの生息が困難になること、②治水も河川改修や堤防強化で対応すべきと主張。

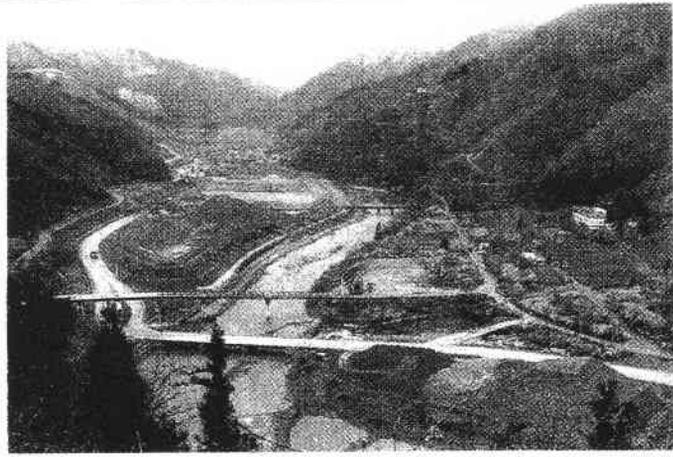
岐阜県が九〇〜九七年に水需要のないダムの建設負担金を支出したのが違法として、損害賠償と九八年度以降の支出差し止めを求めている。

徳山ダム 揖斐郡藤橋村の揖斐川上流に建設中。発電を目的とするダム。総貯水容量は東京ドーム530個分の6億6千万立方メートルで国内最大。1957年に構想が表面化、77年に徳山村を廃村にしたが、予定地の買収交渉は難航した。99年にはクマタカノ営巣が見つかり工事が一時中断、最近では事業費の大幅増額が批判を集めた。2000年5月に着手した本体工事の進捗率は32%（11月末現在）で、07年度に完成予定。

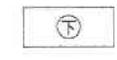
土地収用法 国や地方自治体が公共事業予定地を強制的に取得、または使用する手続きを定めた法律。20条は事業の公益性や合理性を強制収用の条件としており、行政訴訟では徳山ダム事業が同条に該当するかどうか争われた。強制収用は国が都道府県が公益性などを判断する事業認定手続きを経て、都道府県の収用委員会が決定する。

裁かれる水

12・26 徳山ダム訴訟判決



ダム完成後、湖底に沈む予定の旧徳山村本郷地区
|| 揖斐郡藤橋村



絶滅危く 乱獲や開発行為など「レッドデータブック」で個体数が極端に減少し、自然界での存続が危ぶまれている。徳山ダム付近では、イヌワシやクマタカなど絶滅危く種の生息が確認されているが、原告建設のために離村した人々の心境は複雑だ。旧徳山村民の一人は「小さなところからダムができるに非ず、納得して離村影響を与えたつもりだった。人を追い出しておきながら、本自然保護イヌワシやクマタカのためには、ダムが中止になるのには納得いかない」と胸中を語った。

建設推進派、反対派の思いが交錯する中、ダム建設のために離村した人々の心境は複雑だ。旧徳山村民の一人は「小さなところからダムができるに非ず、納得して離村影響を与えたつもりだった。人を追い出しておきながら、本自然保護イヌワシやクマタカのためには、ダムが中止になるのには納得いかない」と胸中を語った。

「数多(あまた)の水源地を擁する長野県においては、できる限りユンクリートのダムを造るべきではない」。二〇〇一年二月、長野県の田中康夫知事が打ち出した「脱ダム宣言」は、国内ダム建設事業の在り方に一石を投げた。環境や維持費などの負担が大きいダムを造らず、

全国で初めて県管荒瀬ダムを完全撤去を表明。今年五月の福岡高裁では、同県の川辺川ダムの利水訴訟で、原告の農家側が逆転勝訴。被告の国側が

建設推進派、反対派の思いが交錯する中、ダム建設のために離村した人々の心境は複雑だ。旧徳山村民の一人は「小さなところからダムができるに非ず、納得して離村影響を与えたつもりだった。人を追い出しておきながら、本自然保護イヌワシやクマタカのためには、ダムが中止になるのには納得いかない」と胸中を語った。

環境への影響

長期的な視点から、子孫に残す河川、湖沼の資産価値を重視する脱ダムの理念は、瞬く間に全国へ広がった。

昨年十二月、熊本県が機能を利用し、緑のダム

脱ダムが全国で加速する中、森林の水源かん養り、災害に強い山造りについて、「中小の洪水

上告を断念し、ダム工事の中止が決まった。今月十六日には群馬県で建設中の戸倉ダムで、利水者の東京都 埼玉県が事業から撤退する意思を表明したため、国はダム建設の中止を余儀なくされた。

度や数値化し、吉城郡河合村などを流木災害監視地域に指定。指定エリアは国や県の補助を受け、脱ダムの時代でもたいむが必要な地域はある」と訴える。これに対し、県は一九九六年ごろからイヌワシも問われている。

「生態系壊す恐れ」

「地形改変避けた」

大型公共事業の象徴として注目されてきた徳山ダム。今回の判決ではダム建設推進の是非だけでなく、今後の大型公共事業の在り方

03 12 20 岐阜新聞